

平成30年度の検討結果及び その後の経緯

令和 6 年 8 月

沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課
総務部税務課

観光目的税（宿泊税）に係る検討状況

平成30年度

- 有識者及び観光関連団体等で構成する「観光目的税制度の導入施行に関する検討委員会」を設置し、沖縄県として導入すべき税目として宿泊税が適当であることや制度詳細について提言を受けた。

令和元年度

- 検討委員会の提言を踏まえ、庁内組織である「沖縄県法定外目的税制度協議会」において、制度設計について検討したところ。

令和2年度から令和4年度

- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、観光産業は世界的に多大な影響を受けた。
- 当初、令和3年度までの導入を目指していたが、観光関連団体からコロナ禍で多大な影響を受けた状況において税の導入を行わないよう陳情があったことなどから条例制定等の手続きを見送っている。
- 令和4年度、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、感染状況や観光業界の実情に対応して機動的かつ柔軟に事業を実施する必要があることから沖縄県観光振興基金を設置した。

令和5年度以降

- 新沖縄県行政運営プログラム（令和5年3月策定）において、観光振興を目的とする新税の導入が盛り込まれ、令和8年度の導入を目指すこととした。
- 令和5年度から宿泊事業者を含む観光関連団体や税の導入を予定する市町村（石垣市、宮古島市、本部町、恩納村、北谷町）との個別の意見交換を再開するとともに、導入予定市町村及び観光関連団体との連絡会議を開催した。
- 令和5年11月8日には、沖縄ツーリズム産業団体協議会から、宿泊税の検討にあたっては観光業界と一体となり透明性のある真に沖縄観光の発展に寄与する制度となるよう取り組むことを求める意見書が提出された。
- 本年5月には、副知事と観光関連団体、導入予定市町村長との意見交換をそれぞれ実施し、主な論点を整理したところである。

平成30年度検討委員会の提言概要

■ 制度設計詳細

	具体的内容
税導入の目的	沖縄が世界に誇れる観光リゾート地として発展していくことを目指すとともに、県民生活と調和した持続的な観光振興を図る施策に要する費用に充てるため
想定される税収の用途	<ul style="list-style-type: none">▶ 持続可能な観光地づくり▶ 利便性・満足度の向上▶ 受入体制の充実・強化▶ 県民理解の促進
課税客体	<ul style="list-style-type: none">▶ 旅館業法第3条第1項の許可を受けて行うホテル等における宿泊（下宿営業は除く）▶ 住宅宿泊事業法第3条第1項の届出をして行う住宅宿泊事業に係る住宅等における宿泊
納税義務者	沖縄県内のホテル等における宿泊者
徴収方法	ホテル等の事業の経営者、その他宿泊税の徴収において便宜を有する者による特別徴収
課税標準	宿泊日数
課税免除	(1) 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）及びこれに準ずる海外の学校の児童、生徒又は学生で、当該学校が主催する修学旅行に参加しているもの (2) 前号に規定する学校が主催する修学旅行の引率者
税率	宿泊料金1人1泊につき 2万円未満：200円 2万円以上：500円
税収規模試算	約57億円（うち徴税コスト約5億円）
条例における名称	宿泊税（※ただし、説明文等では「宿泊税（観光目的税）」とする。）

留意事項

(1) 観光目的税の活用効果は毎年度検証し、制度の見直しも適宜検討すること

使途事業の検証や環境の変化等を踏まえ、一定の期間ごとに制度の検証を行う必要がある。特に、制度導入直後は様々な課題が出てくることが想定されることから、短期間（1～2年）で制度の見直しを行うこと。

(2) 特別徴収義務者の事務負担や徴収コストへ十分配慮すること

制度の導入・運用に伴う特別徴収義務者の経費負担については、特別徴収義務者の持ち出しとならないよう、十分に配慮すること。

(3) 制度の導入に当たっては関係者に丁寧に説明するとともに、できるだけ早期に導入すること

2020年の那覇空港第2滑走路の供用開始やオリンピック開催等を踏まえ、可能な限り早めに導入する必要がある。しかし、導入に当たっては、関係者の理解と協力が必要なことから、その理解が得られるよう丁寧に説明を行うこと。また、宿泊事業者のフロントシステムの改修、MICEやパッケージ商品等の旅行業者の商品造成サイクルを踏まえた上で、必要な周知期間を確保すること。

(4) 導入目的や使途について、観光客が理解しやすい説明を考えること

条例上の導入目的とは別に、名称を含め、特別徴収義務者が説明しやすく、観光客が理解しやすい説明を考えること。また、使途についても、観光客が納得しやすいような説明を考えること。

(5) 徴収事務の簡素化を図ること

徴収に係る事務手続きをできる限り簡素なものとするとともに、小規模事業者等における事務負担の軽減を図る観点から、納付期間の設定等にも配慮すること。

(6) 県民の満足度向上につながるようにすること

持続可能な観光地づくりを行うためには、県民理解のもと、県民と観光客が共生するということが重要であることから、客観的指標で県民の満足度を調査・分析するとともに、その満足度が向上することにも税源を活用すること。

留意事項

(7) 市町村における観光ニーズも踏まえ、効果的に観光目的税を活用すること

広域自治体として沖縄県で取り組む施策と基礎自治体として市町村で取り組む施策の重複が生じないように市町村や関係団体等との間でしっかり調整を図る必要があるとともに、観光客及び地域住民に直接対応し、その満足度の向上を図るため、受入環境の整備を中心とした施策に取り組む市町村に対して、広域的な観点による市町村連携等も踏まえた上で、税収を配分すること。

また、市町村の取組に税収を充当するに当たっては、整備だけでなく維持管理に関する費用にも充てられるようにすること。

(8) 宿泊税の導入を検討している自治体と早期に調整を図ること

観光客は行政区域に縛られず移動するため、広域的な視点で何にどう使うかが重要になることを念頭に置きながら、納税者の過重な負担とならないよう、宿泊税の導入を検討している自治体と早期に調整を図ること。

(9) 観光目的税導入に対する観光客及び県民の考え方のフォローアップを行うこと

ニーズの変化が著しい観光客の旅行動態及び県民への影響を把握し、効果的な施策を展開するために、導入後も、観光客や県民の観光目的税に対する考え方について継続的なフォローアップを行うこと。

(10) 観光目的税の適正管理のために基金を設置すること

観光目的税を管理する基金を設置し、その税収と他の歳入と厳格に区別すること。

(11) 前年度の効果検証と翌年度の活用事業について、公正・中立に審議する体制を整備すること

観光目的税の公正・中立な活用、効果的な活用を図る観点から、有識者、観光関連団体、市町村等で構成する検証機関を設置し、前年度の事業効果の検証と翌年度の活用事業（案）について審議するとともに、県は審議結果を尊重すること。

沖縄県法定外目的税制度協議会の制度設計案（令和元年度）【（※）一部修正】

	具体的内容									
税導入の目的	沖縄が世界に誇れる観光リゾート地として発展していくことを目的として、沖縄の自然環境や地域環境の保全、伝統文化の未来への継承、安全・安心で快適な旅行環境の質の向上など、県民生活と調和した持続可能な観光を実現するための施策に要する費用に充てるため、宿泊税を課する。									
想定される税収の使途	(1)観光旅客の受入れの体制の充実強化 (2)観光地における環境及び良好な景観の保全 (3)観光の振興に通じる文化芸術の継承及び発展並びにスポーツの振興 (4)地域社会の持続可能な発展を通じて国内外からの観光旅行を促進 (※) 沖縄県観光振興基金を設置する段階で使途を再整理した									
課税客体	(1)旅館業法第3条第1項の許可を受けて行うホテル等における宿泊（下宿営業は除く。） (2)住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に係る施設における宿泊									
納税義務者	沖縄県内の宿泊施設における宿泊者									
徴収方法	旅館業法第3条1項の許可を受けた者、住宅宿泊事業法第2条第4項に規定する住宅宿泊事業者、その他宿泊税の徴収において便宜を有する者による特別徴収									
課税標準	宿泊日数									
課税免除	(1)学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）及びこれに準ずる海外の学校の児童、生徒又は学生で、当該学校が主催する修学旅行及び当該学校の教育活動に参加しているもの (2)前号に規定する当該学校が主催する修学旅行及び教育活動の引率者 (3)宿泊料金が1人1泊5千円未満の宿泊									
税率	<table border="0"> <tr> <td>宿泊料金 1人1泊につき</td> <td></td> <td>※市町村が宿泊税を課す場合</td> </tr> <tr> <td>2万円未満</td> <td>: 200円</td> <td>2万円未満 : 100円</td> </tr> <tr> <td>2万円以上</td> <td>: 500円</td> <td>2万円以上 : 250円</td> </tr> </table>	宿泊料金 1人1泊につき		※市町村が宿泊税を課す場合	2万円未満	: 200円	2万円未満 : 100円	2万円以上	: 500円	2万円以上 : 250円
宿泊料金 1人1泊につき		※市町村が宿泊税を課す場合								
2万円未満	: 200円	2万円未満 : 100円								
2万円以上	: 500円	2万円以上 : 250円								
税収規模試算	約42億円（うち徴税コスト約2億円※人件費等に加えて特別徴収義務者への報償金を含む。）									
報償金	徴収した税額の2.5% ※導入から5年間は3.0%									

1 設置の経緯と目的

- 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、感染状況や観光業界の実情に対応して機動的かつ柔軟に事業を実施する必要があることを踏まえ、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成を図ることを目的として令和4年度に設置したものの。

2 基金を活用して実施する事業

- (1) 観光旅客の受入れの体制の充実強化
- (2) 観光地における環境及び良好な景観の保全
- (3) 観光の振興に通じる文化芸術の継承及び発展並びにスポーツの振興
- (4) 地域社会の持続可能な発展を通じて国内外からの観光旅行の促進

3 基金活用の基本的な考え方

- (1) 既存の事業で充分に対応できない事業への活用
- (2) 中長期的に実施する必要がある事業への活用
- (3) 機動的、柔軟に実施する必要がある事業への活用

4 基金残高

- (1) 令和4年度 40億円を積立
- (2) 観光振興基金は取り崩し型基金
- (3) 令和6年5月末現在の基金残高約35億円
- (4) 令和6年度末の基金残高見込み約26億円

基金を活用して 実施する事業

(沖縄県観光振興基金条例第6条)

<基金活用の基本的な考え方>

- ・既存の事業で充分に対応できない事業への活用
- ・中長期的に実施する必要のある事業への活用
- ・機動的、柔軟に実施する必要のある事業への活用

(第1号) 観光旅客の受入れの体制の 充実強化

観光客が快適に観光を満喫できる受入環境の整備
や利便性・満足度の向上に資する取組み

- 観光施設等の環境整備(ユニバーサル化等)
- 災害時等の観光危機管理
- 観光二次交通の利用促進
- 観光DXの推進、ICT環境整備(Wi-Fi、
キャッシュレス、ビッグデータ活用等) など

(第2号) 観光地における環境及び 良好な景観の保全

自然環境・歴史文化の保全、沖縄らしい景観に配慮
した観光の推進に資する取組み

- 観光資源の活用・保全・継承
- 観光地景観形成
- 自然資源の利用ルール作り、周知
- 世界自然遺産等におけるガイド制度の普及、
観光客の入域管理 など

(第3号) 観光の振興に通じる文化芸術の継承 及び発展並びにスポーツの振興

独自の伝統文化やスポーツ等のソフトパワーを生かし
た多彩かつ質の高い観光の推進に資する取組み

- 観光コンテンツの開発(伝統文化・芸能・空手・
琉球料理・泡盛・スポーツ)
- 文化芸術の発展を担う人材確保・育成
- 武道ツーリズム、スポーツツーリズムの推進
- 地域資源(伝統文化、プロスポーツ等)を
生かしたまちづくり など

(第4号) 地域社会の持続可能な発展を通じ て国内外からの観光旅行を促進

地域社会、経済、環境の3つの側面においてバラ
ンスのとれた持続可能な観光施策を推進し、世界から
選ばれる観光地を形成する取組み

- 観光客集中の緩和(分散化・平準化)
- 観光ルール作り(地域の文化、生活環境を
尊重する観光地マネジメント)
- サステナブルツーリズムの推進
- レスポンシブルツーリズムの推進 など

収支のバランスがとれた財政マネジメント

SDGsの ゴール・ 目標	8 働きがいも 経済成長も 
---------------------	--

実施項目名	観光振興を目的とする新税の導入	所管課	観光政策課、税務課
主な課題	沖縄が世界に誇れる観光リゾート地として発展していくことを目指すとともに、県民生活と調和した持続的な観光振興を図るための財源を安定的、継続的に確保する必要があります。		
取組内容	観光振興を目的とする新税の導入について、可能な方策を検討し、その実現に向けて取り組みます。		
取組による効果	新たな自主財源の確保により、観光諸施策を安定的、継続的に推進することが可能となります。		
県民から見た行政運営の変化(実施項目の目標)	観光客の受入整備等において応分の受益者負担を検討していくことで、県民生活と調和した持続的な観光振興が図られます。		

■具体的な取組

取組項目	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	達成目標
1 新税の導入	関係各課、観光関連団体等との意見交換	導入に向けた検討、調整		制度の周知	新税の導入	新税の導入による、安定的な財源の確保
活動指標	意見交換会10回	意見交換会10回 検討会2回	検討会2回	市町村等説明会5回		
2 新税の導入(税条例・体制整備関係)	関係各課、関係団体等との意見交換	条例案の作成・調整 条例案の議会提出 総務省大臣協議		条例の公布・周知、導入時期等の調整	新税の導入	新税の導入による、安定的な財源の確保
活動指標	意見交換会(上記と同様)	意見交換会(上記と同様) 協議会1回 導入団体視察2回	協議会1回 導入団体視察1回	宿泊事業者等説明会8回		

■成果指標

成果指標名	基準値 (R3又はR4)	年度ごとの目標値			
		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
1 新税の導入	—	R8年度までに新税を導入			

【参考】これまでの主な取組

平成30年度に有識者及び観光関連団体等で構成する「観光目的税制度の導入施行に関する検討委員会」を設置し、制度設計等について提言を受けた。
 令和元年度に総務部において庁内関係部局で構成される「沖縄県法定外目的税制度協議会」を開催し、制度設計案をとりまとめた。
 令和2、3年度には新型コロナウイルス感染症の影響により導入スケジュール等の見直しのため庁内各課と調整を行った他、市町村や観光関連団体との意見交換を実施した。

観光目的税の導入施行までの手続きについて

